1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学前説明会の際に配布または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容
42	42	41	12	20	18	18	33	43	1	5	5	5
鹿児島県	鹿児島市	○	○				○	○				
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○				
鹿児島県	枕崎市	○	○		○	○	○	○				
鹿児島県	阿久根市	○	○	○		○	○	○				
鹿児島県	出水市	○					○	○			○	小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送している。
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○		○	○	○			
鹿児島県	西之表市	○				○		○			○	小学校入学予定者については、該当する子がいる世帯の世帯主に対し、市教育委員会から郵送で就学援助制度案内を送付、新入学用品費の入学前支給の申請書を同封。
鹿児島県	垂水市	○	○	○		○	○	○				
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○				
鹿児島県	日置市	○		○			○	○				
鹿児島県	曽於市	○		○	○		○	○				
鹿児島県	霧島市	○	○		○		○	○				
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○				
鹿児島県	南さつま市	○				○	○	○				
鹿児島県	志布志市	○		○			○	○				
鹿児島県	奄美市	○					○	○			○	家庭状況に変化が見られた世帯や転入してきた世帯に対し、各学校を通じて就学援助制度の書類を配付している。
鹿児島県	南大隅町	○	○		○	○	○	○				
鹿児島県	伊佐市			○		○	○	○		○		
鹿児島県	姶良市	○	○		○		○	○				
鹿児島県	三島村			○		○	○	○		○		
鹿児島県	十島村				○		○	○				
鹿児島県	さつま町	○		○		○	○	○				
鹿児島県	長島町	○		○		○	○	○				
鹿児島県	湧水町	○	○		○	○	○	○				
鹿児島県	大崎町	○		○				○				
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○		○	○				
鹿児島県	錦江町	○		○		○	○	○				
鹿児島県	南大隅町	○		○	○	○	○	○				
鹿児島県	肝付町	○		○	○		○	○				
鹿児島県	中種子町	○			○		○	○				
鹿児島県	南種子町	○					○	○		○		
鹿児島県	種子島町	○			○			○				
鹿児島県	大和村	○				○	○	○				
鹿児島県	宇検村	○					○	○				
鹿児島県	瀬戸内町	○		○			○	○			○	教育部局のウェブサイトに制度を記載。
鹿児島県	龍郷町	○		○				○				
鹿児島県	喜界町	○				○	○	○			○	翌年度の小・中学校新1年生が在籍する園や学校で対象となる園児（年長）及び児童（小6）の保護者に書類を配布
鹿児島県	徳之島町	○			○			○		○		
鹿児島県	天城町	○			○			○				
鹿児島県	伊仙町	○		○	○		○	○				
鹿児島県	和泊町	○				○		○		○		
鹿児島県	知名町	○						○				
鹿児島県	与論町	○				○	○	○				

都道府県	市町村名	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内のみ受け付け	イ．締切を設けずに年度末から援助	ウ．締切を設けて年初から援助	エ．各学校で申請を受付し、締切を過ぎた申請分は申請月や認定月以降分から援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
42	42	0	1	42	0	0	0	18	2	12	13	0	0	1	1	19	0	6	31	2	1	1
鹿児島県	鹿児島市			○							○							○	○			
鹿児島県	鹿屋市			○						○									○			
鹿児島県	枕崎市			○							○								○	○		
鹿児島県	阿久根市			○				○								○			○			
鹿児島県	出水市			○						○						○			○			
鹿児島県	指宿市			○						○						○						
鹿児島県	西之表市			○						○						○			○			
鹿児島県	垂水市			○				○								○			○			
鹿児島県	薩摩川内市			○						○						○			○			
鹿児島県	日置市			○							○					○		○	○			
鹿児島県	曽於市			○				○								○					○	全世帯へ案内文書を配布
鹿児島県	霧島市			○										○	全員に希望調査を行い、希望される方は申請書を記入して提出			○	○			
鹿児島県	いちき串木野市			○							○								○			
鹿児島県	南さつま市			○							○					○			○	○		
鹿児島県	志布志市			○						○								○	○			
鹿児島県	奄美市			○							○								○			
鹿児島県	南大隅町			○																		
鹿児島県	伊佐市			○						○						○			○			
鹿児島県	姶良市			○				○											○			
鹿児島県	三島村			○						○						○			○			
鹿児島県	十島村			○					○										○			
鹿児島県	さつま町			○						○												
鹿児島県	長島町			○				○											○			
鹿児島県	湧水町			○				○		○									○			
鹿児島県	大崎町			○				○								○						
鹿児島県	東串良町			○				○								○						
鹿児島県	錦江町			○				○	○							○						
鹿児島県	南大隅町			○				○		○						○						
鹿児島県	肝付町			○				○										○	○			
鹿児島県	中種子町			○				○											○			
鹿児島県	南種子町			○				○														
鹿児島県	種子島町			○						○									○			
鹿児島県	大和村		○	○				○								○			○			
鹿児島県	宇検村			○				○											○			
鹿児島県	瀬戸内町			○							○					○		○	○			
鹿児島県	龍郷町			○							○											
鹿児島県	喜界町			○				○											○			
鹿児島県	徳之島町			○							○								○			
鹿児島県	天城町			○							○								○			
鹿児島県	伊仙町			○							○								○			
鹿児島県	和泊町			○				○								○						
鹿児島県	知名町			○							○											
鹿児島県	与論町			○				○								○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などその費用を義務化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそもが対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者宛へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定世帯数が増えた、支給後に転居・転入した場合の対応など、事務量増加するから	エ. （入学前支給と）連携による母子保健の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
42	42	35	3	4	0	0	1	1	35	0	0	3	0	0	0	0	0	0	9	28	0	14	9	10	15	12	1	0	0	8	7	7	0	2	1	2	1	0	1
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○		○	○							○									
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○		○	○		○	○													
鹿児島県	枕崎市	○							○											○		○			○														
鹿児島県	阿久根市			○																														○		○			
鹿児島県	出水市	○							○											○										○									
鹿児島県	指宿市	○							○											○		○	○	○	○														
鹿児島県	西之表市	○							○											○										○									
鹿児島県	垂水市	○							○											○		○	○	○		○													
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○		○				○						就学時健康診断の案内とともに制度案内や申請書を送付。							
鹿児島県	日置市	○							○											○				○															
鹿児島県	曽於市	○							○										○												○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布							
鹿児島県	霧島市	○							○										○			○	○		○						○	コミュニティFMでの呼びかけ							
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○							○					○	就学時健診の案内に、就学援助の制度説明と申請書を同封して送付。就学時健診の際に就学援助の申請書を提出してもらう。							
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○					○													
鹿児島県	枕崎市	○							○											○			○			○													
鹿児島県	阿久根市								○											○										○									
鹿児島県	出水市	○							○											○		○																	
鹿児島県	指宿市	○							○											○				○		○				○									
鹿児島県	西之表市	○							○											○																			
鹿児島県	垂水市		○									○																											
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○																			
鹿児島県	日置市	○							○											○																			
鹿児島県	曽於市	○							○											○																			
鹿児島県	霧島市	○							○											○																			
鹿児島県	いちき串木野市	○							○											○																			
鹿児島県	鹿さつま市	○							○											○					○													
鹿児島県	姶良市	○							○											○			○			○													
鹿児島県	伊佐市	○							○											○				○		○				○									
鹿児島県	姶良市	○							○											○		○			○													
鹿児島県	三島村		○									○																											
鹿児島県	十島村		○									○																											
鹿児島県	さつま町	○		○					○											○						○					○	就学時健康診断の案内に就学援助の書類を同封							
鹿児島県	長島町	○							○										○																○				
鹿児島県	湧水町	○							○											○		○	○	○	○	○													
鹿児島県	大崎町	○							○											○		○		○															
鹿児島県	東串良町	○							○										○						○														
鹿児島県	錦江町	○							○										○						○														
鹿児島県	南大隅町	○							○											○				○	○	○													
鹿児島県	肝付町	○							○											○				○															
鹿児島県	中種子町	○							○											○			○		○	○					○	就学時健診の際に教育委員会で資料配布及び説明を行っている。							
鹿児島県	南種子町	○							○											○											○	教育委員会から新入学児童へ案内を送付							
鹿児島県	屋久島町	○							○										○						○														
鹿児島県	大和村	○							○											○		○				○													
鹿児島県	宇検村	○							○											○										○									
鹿児島県	瀬戸内町	○							○											○		○		○						○									
鹿児島県	龍郷町	○							○											○										○									
鹿児島県	喜界町	○							○											○						○	○												
鹿児島県	徳之島町	○							○										○					○	○														
鹿児島県	天城町						○	入学後の（学期分）月ごろ支給の就学援助費支給に合わせて、（新入学用品費）を含めて実施。																															
鹿児島県	伊仙町	○							○											○		○			○														
鹿児島県	和泊町		○									○																											
鹿児島県	知名町			○																																	○		入学時の学用品等購入費用負担軽減のため、町内店舗で使用可能な商品券を児童一人あたり15万円分支給している。
鹿児島県	与論町			○																														○		○			

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品などその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象児がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞(2)（1）のカの内容	<小学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<小学校>ア．年度一の理由が明確だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に伴う負担が増加するなど、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育料無償化の制度が重なるから	オ．その他	＜中学校＞(6)（5）のエ及びオの内容	5．要対象児童等の認定について（重複可） (1) 当てはまるもの1つに○ ア．従前により要対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．試学機会制度により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)（1）のキの内容
42	42	38	3	3	0	0	1	1	38	0	0	3	0	0	0	0	0	0	10	28	0	1	1	1	1	0	1	9	0	30	2	2	0	0	0
鹿児島県	鹿児島市	○							○											○								○							
鹿児島県	鹿屋市	○							○											○										○					
鹿児島県	枕崎市	○							○											○										○					
鹿児島県	阿久根市	○							○											○										○					
鹿児島県	出水市	○							○											○										○					
鹿児島県	指宿市	○							○											○								○							
鹿児島県	西之表市	○							○										○									○							
鹿児島県	垂水市	○							○											○										○					
鹿児島県	薩摩川内市	○							○											○										○					
鹿児島県	日置市	○							○											○								○							
鹿児島県	曽於市	○							○										○											○					
鹿児島県	霧島市	○							○										○									○							
鹿児島県	いちき串木野市	○							○										○											○					
鹿児島県	南さつま市	○							○											○										○					
鹿児島県	志布志市	○							○											○										○					
鹿児島県	奄美市	○							○											○										○					
鹿児島県	南大隅町	○							○											○								○							
鹿児島県	伊佐市	○							○											○										○					
鹿児島県	姶良市	○							○											○										○					
鹿児島県	三島村		○									○																		○					
鹿児島県	十島村		○									○																			○				
鹿児島県	さつま町	○							○											○			○							○					
鹿児島県	長島町			○																										○					
鹿児島県	湧水町	○							○										○											○					
鹿児島県	大崎町	○							○											○										○					
鹿児島県	東串良町	○							○										○													○			
鹿児島県	錦江町	○							○										○											○					
鹿児島県	南大隅町	○							○											○										○					
鹿児島県	肝付町	○							○											○										○					
鹿児島県	中種子町	○							○											○										○					
鹿児島県	南種子町	○							○											○										○					
鹿児島県	種子島町	○							○										○											○					
鹿児島県	大和村	○							○										○											○					
鹿児島県	宇検村	○							○											○										○					
鹿児島県	瀬戸内町	○							○											○								○							
鹿児島県	龍郷町	○							○											○								○							
鹿児島県	喜界町	○							○											○										○					
鹿児島県	徳之島町	○							○										○													○			
鹿児島県	天城町						○	入学後の（学期分）月ごろ支給の就学援助費支給に合わせて、（新入学用品費）を含めて支給。																						○					
鹿児島県	伊仙町	○							○											○										○					
鹿児島県	和泊町		○									○																			○				
鹿児島県	知名町			○																					○		入学時の学用品等購入費用負担軽減のため、町内店舗で使用可能な商品券を児童一人あたり15万円分支給している。			○						
鹿児島県	与論町			○																		○		○				○							

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる事業復権への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業復活の認定基準(該当するもの全てに○)																				(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村税課税基準額(現額)に関する係数(倍率)		(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の裁量	ウ. 市区町村長の判断	エ. 医療年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 市区町村長の裁量	キ. 保育所の利用要件	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母・人の事業の調査	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、学食、補習等が悪い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が非常に不良と認められるもの	シ. 経済的な理由による教育費が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して機械的に金額が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(463万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割)課税最低額に一定の係数を掛けたもの(例:最低課税額の10倍、15倍等)(係数および金額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4)で係数(倍率)を記入した場合、その他の基準の内容	(5)で係数(倍率)を記入した場合、その他の基準の内容		ア. 基準改定前の認定基準に準ずる	イ. 基準改定前の認定基準を継続	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じない可能性があるため、対応していない(例:見直し後の生活保護基準に基づく保護費の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護費額の認定基準により再認定など)	エ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(非常保護費がいない、影響を受ける所得額の非常保護費がいない等)	オ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	カ. その他	キ. (2)でそとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させない		令和4年度
41	42	38	32	27	28	26	35	18	15	19	23	18	15	22	15	4	5	7	0	8	16	0		8	2	6	3	2	1	3	0	0	3	3	
鹿児島県	鹿児島市																○				1.35						○						平成25	4	25%未満
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1.2				テーマ(本数)の項目に該当する場合かつ、その項目を満たす場合を認定としている。										30%未満
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○						○																					20%未満
鹿児島県	阿久根市	○	○				○							○		○					1.3					○				○				15%未満
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.1						○						平成24	8	25%未満
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○							○																					25%未満
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				20%未満
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○						○			○	1.3			前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		○		○							20%未満
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														25%未満
鹿児島県	日置市	○	○		○	○	○			○	○	○																							15%未満
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○				1.3					○			○						10%未満
鹿児島県	霧島市																○				1.2						○						平成24	12	30%未満
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														30%未満
鹿児島県	鹿さつま市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○					1.2					○		○							20%未満
鹿児島県	兵庫県市	○	○	○	○		○				○																								25%未満
鹿児島県	姶良市	○	○	○			○													○				その他教育委員会が特別な理由による申請を認めた場合。											25%未満
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○				市民税所得割7,100円以下を基準にしている											25%未満
鹿児島県	姶良市	○	○				○											○			1.2														20%未満
鹿児島県	三島村	○	○	○	○	○	○		○			○																							10%未満
鹿児島県	十島村															○					1.3					○				○					15%未満
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1														20%未満
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				その他教育委員会が必要と認める者											20%未満
鹿児島県	湧水町	○	○	○			○																												20%未満
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				授業会員の所得額が町の定める基準額以下である者、災害などにより学校納付金又は、学用品費等の負担が困難と認められる者											15%未満
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					20%未満
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																					20%未満
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				1.5					○				○					15%未満
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				20%未満
鹿児島県	中種子町						○											○			1														25%未満
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														25%未満
鹿児島県	屋久島町	○	○				○							○																					30%未満
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				30%未満
鹿児島県	宇検村	○	○																	○				市区町村民税の均等割のみ課税											20%未満
鹿児島県	瀬戸内町	○	○		○	○	○	○		○	○				○					○				経済的に困難または特別な事情がある世帯											30%未満
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																															20%未満
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○	○	○		○	○				○					○				経済的に困難または特別な事情があると認められた者(具体的な指標は示されていない)	市区町村民税の均等割世帯についても認定している										30%未満
鹿児島県	徳之島町		○																																25%未満
鹿児島県	天城町		○																																20%未満
鹿児島県	伊仙町		○																																15%未満
鹿児島県	和泊町	○	○		○		○	○				○																							15%未満
鹿児島県	知名町	○	○	○	○	○	○	○						○	○																				15%未満
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○																				20%未満

7. 令和5年度重要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1-1. 修学旅行費以外) 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(1-5) 補足事項
		費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
42	42	43	1	1	0	0	0	41	41	1	1	43	1	1	1	1	1	40	40	1	1	5	3	3	0	0	0	1	1	1	1	32	11	11	10	12	13	5	8	4	2	14
鹿児島県	鹿児島市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	19,530								○	○	14,940								医療費は、令和5年度予算に計上した単価
鹿児島県	鹿屋市	○						○	11,420			○						○	54,080													○			○	20,690	14,360					各項目の支給平均額については、総支給額を支給人数で割ったものです。
鹿児島県	枕崎市	○						○	11,830			○						○	54,080	※1学年のみ												○			○	22,690	13,501				※6学年のみ	
鹿児島県	阿久根市	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	10,694								
鹿児島県	出水市	○						○	11,630			○						○	51,080			○								○	出水市遠学補助金交付要綱に準拠	○	○	14,116								通学費については、出水市遠学補助金交付要綱に準拠した金額を支給している。 往復自宅用車（自転車・徒歩含）:6,000円、往復バス:19,950円
鹿児島県	指宿市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	17,400	15,364					
鹿児島県	西之表市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	17,000	17,000					
鹿児島県	垂水市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	16,617					通学用品費は1学年を除く学年に支給 学校給食費は保護者負担額の80%を支給
鹿児島県	薩摩川内市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	15,690								支給平均額は、令和4年度実績額 学校給食費は、実費の8割支給
鹿児島県	日置市	○						○	10,460			○						○	48,650													○			○	20,420	14,168					通学費は運営は、 市内全児童に対して市の給食補助を開始。RSは、給食費月額4,400円の3/5。市の給食補助（1,400円）を除く保護者実費負担3,000円を就学援助において支給。
鹿児島県	曽於市	○						○	11,630			○						○	51,080													○					○	22,690				
鹿児島県	霧島市	○						○	11,520			○						○	50,600													○			○	21,670	12,807					
鹿児島県	いちき串木野市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	20,000	16,898					
鹿児島県	南さつま市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	15,948								
鹿児島県	志布志市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	実費額の85%								
鹿児島県	姶良市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	4,070								【修学旅行費】・・・へき地児童生徒援助費で援助できなかった分（保護者実費分）を全額支給している。 【学校給食費】・・・年間給食費の70%を支給。 【学用品費・通学用品費・校外活動費】・・・本市ではこの3つの費目を合わせて「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	伊佐市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	13,240								
鹿児島県	姶良市	○						○	11,630			○						○	54,080																○	22,690	16,589					総支給は保護者実費のおよそ支給。
鹿児島県	三島村	○						○	11,640			○						○	51,110			○	○	0								○	○	12,378								学用品費は学用品費・通学費・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費・医療費については、支給の実績がない。学校給食費は、実費の8割支給となっている（支給平均額:36,600円）。
鹿児島県	十島村	○						○	11,420			○						○	10,235													○							○		参加費から3万円を差し引いた額を公費で支出	
鹿児島県	さつま町	○						○	13,270			○						○	19,900																							
鹿児島県	長島町	○						○	11,630			○						○	51,080													○			○	22,690	13,011			○		
鹿児島県	湧水町	○						○	11,520			○						○	50,600													○										
鹿児島県	大崎町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	11,345	9,813					
鹿児島県	東串良町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,341					通学用品費は1学年は除いて支払っている。
鹿児島県	錦江町	○						○	11,630			○						○	54,080													○										
鹿児島県	南大隅町	○						○	11,630			○						○	54,080													○		18,043								
鹿児島県	肝付町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	13,000			
鹿児島県	種子島市	○	○	11,630								○	○	54,080																		○	○	12,000								通学用品費は、1学年を除く学年に1,600円を上限として支給する。 「給食費は、全生徒を対象に令和5年度から無償化」
鹿児島県	西之表市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	13,060					
鹿児島県	中種子町	○						○	14,000			○						○	20,050													○						○	20,000			
鹿児島県	南種子町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	25,000			
鹿児島県	屋久島町	○						○	11,420			○						○	49,600													○						○	21,800			
鹿児島県	大和村	○						○	13,260			○						○	51,600													○								○		修学旅行費は「へき地児童生徒援助費補助金」を活用している。
鹿児島県	宇検村	○						○	11,630			○						○	51,080													○								○		修学旅行費は、「へき地児童生徒援助費等補助金」で別途助成（30,000円）。 学校給食費は、「平検村学校給食費助成金」で別途助成（36,000円）。
鹿児島県	瀬戸内町	○						○	11,630			○						○	54,080																							
鹿児島県	龍郷町	○						○	11,630			○						○	54,080																							
鹿児島県	喜界町	○						○	11,630			○						○	54,080																							
鹿児島県	徳之島町	○						○	11,100			○						○	19,900																							
鹿児島県	天城町	○						○	11,100			○						○	19,900			○						○	2,170													
鹿児島県	伊仙町	○						○	11,150			○						○	19,900																							
鹿児島県	和泊町	○						○	11,630			○			○	54,080	54,080																									
鹿児島県	知名町	○						○	※		1年10,600円 2年～6年12,700円	○						○	20,470																							
鹿児島県	与論町	○								○		○								○																						医療費は、発行した医療券を使用し、学校病・けが別した場合に自己負担額の3%を負担しています。 学用品費及び学校給食費は、学期ごとに一括ないしどを支給しています。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |